公共移転[調整区域内建物](住宅以外)開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条4号 】

	の宝木主	は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等	<u> </u>	第十刊 大で気	学生は	生のアクロストロのとして作成したものでなり、煙油のた
		は、番目事項の暗読がため近、番目の近述にや平準に表 て適用する。(この審査表は『公共移転 「調整区域内建				
		審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意	~~~	~~~~~~	~~~~	
		番目及は、番目の透明性で中間音組をTF以りも続い自忌 開)する。	7 ⇒1		الل ك اد	。 引力するものであることがら、公衣(肝油泉ハームへ
	ンエにム					T
申	請者	住 所	申	請	地	
		氏名			ط بالد	
		物の用途		共事:		
技術	析 基 準	⑤ 適 用 自己業務用・非自己用	手	数	料	
農・動	高調 整	有・無 4条・5条 月 可	代	理	人	
		月保留	連	絡	先	
※都	村间法	30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法3	31 ई	条~34	 条 の	各規定の適否を審査する。
※審	査にあた	っては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築語	料作	数の間	部市語	画法に基づく開発許可制度の手引(以下「手引」と
称	す)』の	「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成され	7	るか確	認す	ర .
◆手	引第6章	1 (2) 『開発許可申請書及び添付図書』を参照				
来旦	適否	名	•	⋯記載	等説	明(主なもの(その他、手引参照))
借写	過台	石 你【判未况上】	▲.	・・・簡素	化に	系る説明(平成28年度以降)
1		開発行為許可申請書【省令16条】	•1	欄の地	性番は	昇順に記入。2 欄は実測面積記入 (小数点以下切捨て)。
			3	欄は全	主ての	用途記入。
2		委任状	● f	代理者の	の資格	、登録番号記載。
3		申請理由書	• /	可故申詞	青に至	でったかを明瞭簡潔に記載
			▲Ŧ	理由の記	記載が	あれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令16条】**1	Oí	台帳面種	責は地	1目別概要欄に()で記入
5		└付表 1 **1				
6		└付表2**1				
7		└付表3*1				
8		法32条同意書				
9		法32条協議書				
10		土地の地図(公図の写し)【県規則6条】		土地のを	於記事	項証明書と整合するもの。
1 1		土地の登記事項証明書【県規則6条】				効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令17条】				を原則とする。
1 3		□同意をした者の本人確認資料【県規則5条】				」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
1 4		- 開発区域内権利者一覧表【県規則5条】				は添付する。
1 5		資金計画書【省令16条】**2		>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	->	349M 1 7 320
16		□工事費の内訳明細書【県規則4条】*3				
17		し自己資金の残高証明書【県規則4条】**3	A /	全區林樂[関の訂	・ 明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)
18		□融資証明書【県規則4条】 ^{※3}				明に限らない。(資金計画書への記載〔自己申告〕で可)
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則6条】			V) • > HT	
10		*2				
2 0		□ 法人の場合: 業務経歴書、登記事項証明書、前年度	A =	業務経過	胚書に	、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
		の納税証明書(法人税及び事業税)※4		161/2/161/	ш д т	THE BOOK WILL INVESTMENT TO SOME THE PARTY OF THE PARTY O
2 1		□個人の場合:業務経歴書、住民票、前年度の納税証	▲li	司上		
		明書(所得稅)※2		7		
22		設計者の資格に関する申告書【省令17条】**4				
2 3		□資格証明書又は卒業証明書【県規則5条】※4				
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則6条】**2				
2 5		□法人の場合:事業経歴書、登記事項証明書、前年度	A :	事業経過	胚書に	、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれ
		の納税証明書(法人税及び事業税)※2				建設業許可を受けない施工者の場合**6は、前年度の納
		THE PROPERTY OF THE PROPERTY O				付する。
26		└個人の場合:事業経歴書、前年度の納税証明書(所				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		得税) **2		-		
27		水利権者の同意書(関連他法令許可等一覧表)	▲ii	許可・ カ	承認等	その状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し(関連他法令許可等一覧表)		- • "		
2 9		現況写真(2方向以上)	▲£	見況図7	から時	地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。
	引第6章	1 (2) 表 1 『法第34条各号に関する申請に必要な図書』				
			_			明(主なもの(その他、手引参照))
番号	適否	名				系る説明(平成 28 年度以降)
3 0		公共事業に係る契約書の写し				
3 1		既存敷地面積求積図 面積 m²				
3 2		買収地丈量図面積 m²				
3 3		予定建築物の各階平面図				

3 4		予定建築物の立面図	▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要				
3 5		既存建築物の各階平面図					
3 6		既存建築物の立面図					
◆手引	第6章	1(2)表2『設計図(作成した者の氏名の記載を要す					
番号道	適 否		●・・・記載等説明(主なもの(その他、手引参照)) ▲・・・簡素化に係る説明(平成 28 年度以降)				
3 7		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺 1/10,000 以上				
38		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺 1/2, 500 以上				
3 9		現況図【省令16条】	●縮尺 1 /1,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。				
4 0		求積図 面積 m²	●縮尺 1/500 以上				
			▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。※5				
4 1		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1, 000 以上				
4 2		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺 1/500 又は 1/1, 000 以上				
4 3		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺 1/500 以上				
4 4			▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。				
4 4 4 5		排水施設計画平面図【省令16条】 - 排水施設に関する計算書	●縮尺 1/500 以上 ■面積 0. 1ha 未満計算不要、0. 1ha 以上 0. 5ha 未満は一次放流先まで				
4 5		一併小他政に対りの計算者	計算				
			▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}				
4 6	□排水施設構造図 ●縮尺 1/50 以上		●縮尺 1/50 以上				
			▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。**5				
4 7		└ 流末水路縦断図	●縮尺 1 /1,000 以上 ▲同上 ^{※5}				
48		└流末水路標準横断図	▲同上^^ ●縮尺 1 /100 以上				
40		NEW LYTHAN LY LAND	▲同上 ^{※5}				
4 9		給水施設・消防水利計画図【省令 16 条】**1	●縮尺 1 /500 以上				
5 0		がけの断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上				
5 1		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺 1/50 以上				
5 2		L 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。**5				
5 3		公共施設新旧対照図	●縮尺 1 /1,000 以上				
5 4		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。※5				
5 5		表土保全等の断面図	▲同上※5				
5 6		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法 33 条の各規定に適合することを確認するため に必要なもの。(例:地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に 即した設計であることが確認できる図書)				
◆別記	(立地	基準適否の審査)→法 34 条 12 号(条例 3 条 4 号)に	適合することの審査事項				
		りすべてに該当すること。(練引き:昭和・平成 年	: 月日)				
番号道	色 杏		査 事 項				
1		申請者は、公共事業により建築物の敷地が買収された	とことにより移転等が必要な者であること。				
2		予定建築物は、移転等の前と同一の用途であること。					
	申請地の	ī積は、次の (ア) ~ (ウ) の <u>いずれか</u> に該当すること。					
- (7)		買収面積の2倍(土地利用上必要と認められる場合は 積の2倍(土地利用上必要と認められる場合は3倍)	は3倍)以内(買収後の残地に隣地を加えて拡張する場合は残地に買収面 以内を加えた面積)				
- (1)		既存面積の1.5倍以内であること。					
- (ウ)		500 ㎡以下であること。					
4		申請地は、土地所有者、申請者、公共事業施行者の3 前から所有する土地に移転する場合はこの限りでない	E者契約した土地であること。(ただし、申請者が公共事業が公表される い。)				
5		申請は、移転等の承諾をした日からおおむね1年以内					
特	□ 現	地調査 : 令和 年 月 日	処 受 前・太 土木事務所				
記			付 令和 年 月 日第 号				
事			許 令和 年 月 日				
項			 欄 可 許可番号 第 - 号				
*1 ·	白己民	住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)					

- ※1:自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1 (2) 参照)
- ※2:自己居住用、自己業務用で 1 ha 未満場合は、添付不要。(手引第 6 章 1 (2)参照)
- ※3:5ha 未満の場合は、添付不要。(手引第6章1 (2) 参照)
- ※4:1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1 (2) 参照)
- ※5:簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、 変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。
- ※6: 工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る